

船舶事故調査報告書

令和4年7月6日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（導流堤）
発生日時	令和3年7月17日 04時15分ごろ
発生場所	鹿児島県薩摩川内市中甕漁港南西方沖（中甕導流堤） 中甕導流堤西灯台から真方位298°5m付近 （概位 北緯31°49.8′ 東経129°50.7′）
事故の概要	遊漁船「 <sup>ファイブ</sup> パイン5ダイビング」は、東進中、導流堤に衝突した。
事故調査の経過	令和4年1月17日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 パイン5ダイビング、4.7トン
船舶番号、船舶所有者等	293-29255鹿児島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船首部歩み板に擦過傷等 導流堤 なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、遊漁を終え、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、手動操舵により約10～12ノットの対地速力で東進した。</p> <p>船長は、GPSプロッターの画面に中甕導流堤（以下「本件導流堤」という。）が映ったので、速力を落としながら約4ノットの対地速力で航行中、船首部に衝撃を感じ、本件導流堤に衝突したことに気付いた。</p> <p>船長は、釣り客の負傷の有無と本船の損傷状況を確認した後、帰港した。</p> <p>船長は、ふだんから本件導流堤を通過する際、大縮尺表示のGPSプロッターの画面を見ても分かりにくいので、目視のみで導流堤の影を目標に航行しており、本事故時、本件導流堤までもう少し距離があると思い操船していた。</p> <p>船長は、周囲が暗く、本件導流堤の影が全く見えなかったため、もっと早く探照灯を点灯して前路を確認すれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近の通航経験が、年に1～2回であった。</p> <p>本件導流堤西端には中甕導流堤西灯台（灯質：単閃赤光 毎4秒に1閃光、高さ12m）が設置されている。</p>

<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、周囲が暗く、本件導流堤が視認しにくい状況で目視のみで東進中、船長が、本件導流堤まで距離があると思い、本件導流堤に向かって目視のみで航行を続けたことから、本件導流堤が間近に迫っていることに気付かず、衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、周囲が暗く、本件導流堤が視認しにくい状況で目視のみで東進中、船長が、本件導流堤まで距離があると思い、本件導流堤に向かって目視のみで航行を続けたため、本件導流堤が間近に迫っていることに気付かず、衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、夜間に導流堤を通過する際、GPSプロッターの画面表示が分かりにくい場合、導流堤までの距離を把握するよう早めに探照灯を点灯させて、前路の確認を行うこと。</li> <li>・ 船長は、夜間に導流堤を通過する際、GPSプロッターの画面表示が分かりにくい場合、目視のみで導流堤の影を目標に航行するのではなく、レーダーや灯台の灯火を見るなどして船位の確認を行うこと。</li> <li>・ 船長は、事故発生後、速やかに海上保安庁に通報すること。</li> </ul>